　第２６号議案

　　品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年２月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

　品川区介護保険制度に関する条例（平成１２年品川区条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「毎月末日」を「７月から翌年３月までの各月の末日（１２月にあっては、翌年の１月４日）」に改め、同項ただし書中「１２月にあっては、翌年の１月４日」を「前年度分までの保険料については、当該保険料を賦課した日の属する月の末日（１２月にあっては、翌年の１月４日）」に改め、同条第３項中「第１項」の次に「本文」を加え、「１２分の１」を「９分の１」に改め、同条第４項中「３００円」を「１００円」に改める。

第１６条および第１７条を次のように改める。

第１６条および第１７条　削除

　　　付　則

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の第１４条第１項、第３項および第４項の規定は、この条例の施行の日以後に賦課する保険料について適用する。

　（説明）介護保険の保険料の普通徴収に係る納期限等を見直す必要がある。